

喫煙、裸火の使用及び危険物品の持込みの禁止について

1 禁止の目的

劇場、映画館、展示場等の不特定多数の者が出入りする場所で火災が発生すると、極めて人命危険が大きいことから、火災発生の防止と火災発生時における急速な延焼拡大を防止するため、大阪市火災予防条例（以下「条例」という。）第24条において、「喫煙」「裸火の使用」「危険物品の持込み」の行為を禁止行為として規制しています。

2 禁止場所

(1) 喫煙、裸火の使用及び危険物品の持込み禁止場所

ア 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場（以下「劇場等」という。）の舞台部（大道具室、小道具室及びならくを含む。）又は客席。ただし、屋外観覧場の客席を除く。

イ 飲食店の舞台部

ウ 物品販売業を営む店舗の売場（床面積の合計が1,000㎡以上のもの）

エ 展示場の展示部分

オ テレビスタジオ

(2) 危険物品の持込み禁止場所

劇場等の公衆の出入りする部分（ロビー、階段及び便所等）

※常設のものだけでなく、一時的に禁止される用途となる場合も禁止されます。

3 禁止行為の範囲

(1) 喫煙

マッチ、ライター等で点火し喫煙する一連の行為をいいます。なお、加熱式たばこ等も喫煙行為と同類のものとして規制の対象となります。

(2) 裸火の使用

裸火とは、炎、火花又は発熱部を外部に露出した状態で使用するものをいいます。

熱源	裸火に該当するもの	裸火に該当しないもの
気体燃料 (都市ガス、液化ガスなど)		直接屋外から空気を取り入れ、かつ、排ガスその他の生成物を直接屋外に排出する密閉式燃焼設備器具(FF型等)で、(一財)日本ガス機器検査協会等の検査合格品
液体燃料 (灯油、重油など)		
固体燃料 (石炭、木炭など)		
電気	<ul style="list-style-type: none">・通常の使用状態で目視した時、赤熱して見える発熱部が外部に露出しているもの・外部に露出した発熱部で、可燃物が触れた場合に瞬時に着火するおそれのあるもの(発熱部の表面温度がおおむね400℃以上のもの)	発熱部が焼室、風道又は庫内に面しているもの(トースター、ヘアドライヤー、電気オーブン等) 

(3) 危険物品の持込み

危険物品とは、火災発生の原因となり、また、火災を拡大させる危険性が高い次のものをいいます。

ア 消防法別表第1に掲げる危険物

イ 一般高圧ガス保安規則第2条第1号に定める可燃性ガス

ウ 火薬類取締法第2条第1項及び第2項に定める火薬等

エ 条例別表第7に掲げる可燃性固体類、可燃性液体類及びマッチ

消防法で定める危険物	可燃性ガス	可燃性液体類・ 可燃性固体類	火薬類
			

※通常携帯する少量のものや、日常の手指消毒用に危険物第4類アルコール類の危険物を持ち込む場合は、「危険物品の持込み」には該当しません。（アルコール類を持ち込む量によっては、消防法第9条の4等により規制がかかります。）

4 禁止行為の解除とその要件

条例第24条の規定は、公益上の見地から画一的に一定場所における喫煙行為等を禁止していますが、経済活動又は文化活動等の社会生活上の必要性を考慮し、ただし書きで、「特に必要な場合において消防署長が火災予防上支障がないと認めるとき」には、禁止行為を解除（許可）しています。

5 許可の申請

条例第24条第1項ただし書きの規定により、許可を受けようとする者は、あらかじめ消防署の指導を受け、当該行為を行う日の5日前までに申請書と必要図書を此花消防署長宛て大阪・関西万博消防センター又は此花消防署に提出しなければなりません。

6 許可表示

許可を受けた者は、許可を受けた場所の見やすい位置に、許可表示を掲出しなければなりません。

(許可表示)

18cm 以上

喫煙の許可について	
裸火の使用	
危険物品持込み	
(事業所名)	
では、火災予防条例の規定により此花消防署長(第 号許可)から上記行為の許可を受けております。	
許可期間	自 年 月 日
	至 年 月 日
許可内容	

12cm 以上

7 許可の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、許可を取り消されることがあります。

- (1) 許可要件の不履行が認められる場合
- (2) 過失等により許可場所から火災を発生させた場合
- (3) 禁止場所又はその部分の事情変更により、許可に係る事項が火災予防上又は人命安全上適切でないとして認められる場合